

政府調達(サービス分野)に関する申合せ

平成 7 年 1 月 11 日

第 25 回アクション・プログラム実行推進委員会

1. 「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)の別紙1に定める調達機関が、1996年1月1日から発効する政府調達に関する協定が対象とするサービス(本協定の附屬書・日本国において定められた本協定の適用範囲に限る。)の調達を行うに当たっては、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」を適用するものとする。
2. 但し、上記1のサービスのうち、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(平成6年1月18日閣議了解)が適用となるサービス、「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)が適用となるサービス、「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」(平成4年1月20日アクション・プログラム実行推進委員会決定)が適用となるサービス、「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定)が適用となるサービスの調達については、その調達に当たり、上記1に關わらず、従前どおりそれぞれの定められた行動計画、措置を適用する。なお、のサービスについては、適用となる措置と抵触しない限り、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」を適用し、その範囲については「「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」と個別分野の手続・措置の関係について」(平成6年4月25日閣外審第147号)を適用する。
3. 上記1及び2の各措置は平成8年1月1日より実施するものとする。